

議案第五十九号

三朝町国民健康保険税条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十三年四月二十七日

三朝町長 安田真一郎

昭和六拾参年四月廿七日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例（昭和四十五年三朝町条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の七・二」を「百分の七・〇」に改める。

第四条中「百分の四十」を「百分の三十九・五」に改める。

第五条中「二万二千五百円」を「二万四千元」に改める。

第五条の二中「二万三千五百円」を「二万四千五百円」に改める。

第十条第一号中「一万二千三百円」を「一万三千五百円」に、「一万二千九百元」を「一万四千百元」に改め、同条第二号中「八千二百円」を「九千元」に、「八千六百元」を「九千四百円」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の三朝町国民健康保険税条例の規定は、昭和六十三年以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和六十二年分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。